

あなたのやさしさを、ハンドルに ボランティア活動の第1歩をふみだしてみませんか？

福祉移送サービス ボランティアのご案内



- ◎移送対象者 一人で外出が困難な方や家族だけで外出介助が困難な方で、身体障害者手帳等を所持又は介護保険の要介護認定者等
- ◎移送車両 軽自動車(車いすに乗ったまま乗車できる装備車両)3台
- ◎活動時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで
利用者の方が必要とする時間
(12月28日から1月4日及び祝日を除く)
- ◎活動先 利用者の利用用途先
- ◎移送範囲 四條畷市及び近隣市(北河内7市及び生駒市)
- ◎利用者利用料 片道5キロ未満往復 600円(片道300円)
片道5キロ以上往復 1,200円(片道600円)
- ◎活動報酬 無報酬
- ◎活動要件 免許取得3年以上かつ過去2年間免許停止処分を受けていない方
満72歳未満の方(76歳の誕生日まで活動可能)
運転者協力者講習会を1日間受講
(適性検査結果、修了書、運転経歴証明書(3年))提出
※受講料など費用は社会福祉協議会が負担します。
月1~2回活動可能の方
- ◎活動グループ 「移送サービスボランティアすまいる」
月1回定例会(毎月第1月曜日、午後1時よりボランティアルームにて)
移送の活動日など決める。
出席が無理な場合は、個別に移送可能日を確認をします。



☆お問い合わせ先☆

四條畷市社会福祉協議会 ボランティアセンター

☎072-878-1210 担当 亀山